

2020年2月14日

教え子を再び戦場に送るな

第45号



全滋賀教職員組合

発行人 澤 豊治  
大津市朝日が丘1丁目11-3  
教育文化会館  
tel (077)522-4965  
fax (077)522-4978

# 2020 子どもの未来をひらく 滋賀教育のつどい

## ～今、滋賀の学校ってどうなん？子どもも、先生も楽しい学校を求めて～

「今、滋賀の学校ってどうなん？」をテーマに、小学校・高校・特別支援学校の先生と保護者によるシンポジウムを開催しました。昨年度までの全体会は、県外から講師を招いて講演会をすることが多かったのですが、今年は県内の先生と保護者によるシンポジウムとなりました。県内の学校はどうなっているのか、先生たちはどんなことを考えているのか、保護者はどう見ているのかを参加者と語り合いながらともに考えようという企画です。



押し寄せる教育改革の波、山積する教育課題、教職員の長時間労働等々、今の学校はとても息苦しい場になっています。シンポジウムでは、3人の先生が日々悩みながらも、「子どもの成長をゆっくり待ってあげたい」と子ども思いに寄り添いたい」と考え実践していることを語りました。また、保護者パネリストの玉崎さんは、「保護者として先生たちと一緒に考えていきたい」という発言をされました。シンポジストの発言は参加者に共感を持って受け止められ、会場からも発言が相次ぎました。

参加者の感想の一部を紹介いたします。

### 参加者の声

「子どもよりも指導要領や社会のルールが先にきて」という発言がありましたが、今、わたしが考えていることに重なり、本当にそうだなと思いました。日々、悩んだり自信がなくなったりしますが、わたしの思いが伝えているんじゃないかと思うと、なんだか安心します。」

「3人の先生の悩みはどれも共感できることだったし、保護者の玉崎さんは、こんな風に思ってくれる人が増えてほしいと心の底から思う方でした。」

「対話」することの大切



「今の現場で教員が抱えている『息苦しさ』に共感しました。教員にとつてやりがいを感じる時は『人と心が通じた時』、しんどい時は『心が通じ合わずモヤモヤが残った時』なのだと思ふに思いました。制度やシステムを変えていくと同時に、根源的な人間関係を構築していくことを考えていきたいです。」

議論を通して、先生たちの苦悩は学校を息苦しくしているものよりよい教育を求める自らの思いとの狭間で生じているということが浮き彫りになりました。その中で、参加者が「悩んでいるのは自分だけじゃない」「今、考えていることは間違いないんだ」ということを確認し、日々の自分を肯定できた、そんなシンポジウムとなりました。

### 育児短時間制度が改善

2019年度の確定交渉で、育児短時間制度の取得者が給食指導を行っている者の場合は、「給食の時間帯についても代替講師を配置することとさせました。今までは、教育活動へのしわ寄せから、制度利用に躊躇せざるを得なかった状況の改善につながるものと期待されます。

### 育児短時間制度が改善

確定交渉で、組合は「育児部分休業」の「小1の壁」を延長するよう要求していただきました。このため、県は、育児部分休業に準じた制度として、県独自に「子育て支援時間制度」を創設することとしました。内容は育児部分休業に準じ、「1日当たり2時間を超えない範囲での無給の休暇」となります。対象は、「小1」「小3の子」を養育する職員です。



今後は、制度が利用できる環境整備として、代替教員の配置などを求めていく必要があります。

現在、小1までとなっている育児部分休業が実質的に小3まで延長されます。育児短時間制度の改善とともに、4月1日からの実施となります。

### 育児部分休業を 実質的に延長

育児部分休業を延長するよう要求していただきました。このため、県は、育児部分休業に準じた制度として、県独自に「子育て支援時間制度」を創設することとしました。内容は育児部分休業に準じ、「1日当たり2時間を超えない範囲での無給の休暇」となります。対象は、「小1」「小3の子」を養育する職員です。

育児部分休業に似た制度には、「育児時間休暇」(特休)もある。これらの具体的な運用は以下の通り。

**育児時間休暇:**対象は3歳未満の子。1日2回45分ずつ、あるいは連続90分で取得可。(特休)  
**育児部分休業:**対象は小1までの子。30分単位、育児時間休暇と合計して、1日2時間以内で取得可。(賃金は1時間単位で減額される)

**子育て支援時間:**対象は、小1～小3の子。他は育児部分休業に準じる。  
育児時間休暇と育児部分休業、「子育て支援時間」の関係(例).....勤務時間終了が17時の場合  
子が3歳未満 (育児時間休暇と部分休業を利用)  
15時～16時30分 育児時間休暇(有給)  
16時30分～17時 育児部分休業(1時間分減額)  
子が1歳6月～小学校3年生を終えるまで(小学校1年以降は県の独自制度を利用)  
15時～17時 育児部分休業または「子育て支援時間」(2時間分減額)

# 4月から「子育て支援制度」がさらに前進!

## 過労死ラインの実態を覆い隠す 1年単位の变形労働時間制

### ～睡眠は1日6時間以上がのぞましい(産業医)～

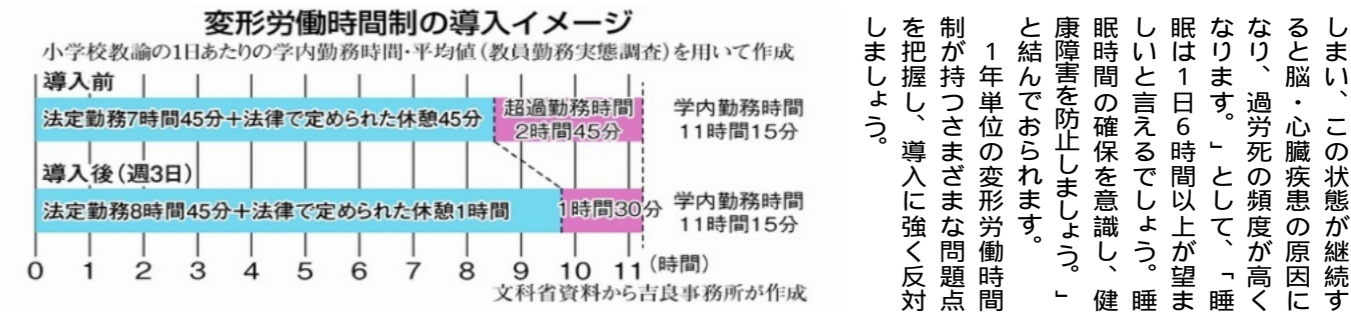


勤務時間が1時間延びると、現行8時間30分の拘束時間(勤務時間45分と休憩45分)は、休憩時間を1時間必要とするため9時間45分となりま

この結果、職場に約10時間拘束されることと、今まで以上に睡眠時間が短くなる可能性がります。

過労死ラインの80h/月や100h/月は、6時間以上の睡眠時間を確保するために超えてはいけない時間外勤務の上限として定められたものです。

県総括安全衛生委員、産業医の北岸さんは、公立学校共済組合が発行する「滋賀福利広報227号」で、「時間外労働が1か月100時間(1日5時間)の場合だと、平日の睡眠時間が5時間になって



しまし、この状態が継続すると脳・心臓疾患の原因になります。」として、「睡眠は1日6時間以上が望ましいと言えるでしょう。睡眠時間の確保を意識し、健康障害を防止しましょう。」と結んでおられます。

1年単位の变形労働時間制が持つさまざまな問題点を把握し、導入に強く反対しましょう。